

第4期中期目標期間に見込まれる 業務の実績に関する評価書

令和4年6月29日

独立行政法人農畜産業振興機構

様式1-1-3 中期目標管理法 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B		B			
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B	B	B		B		1-1	
（1）経営安定対策								〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等								〃	
◇（ア）肉用牛交付金の交付	b○	a○ 重	a○ 重	b○ 重		—		〃	
◇（イ）肉用牛交付金の交付状況の公表	—	b	b	b		—		〃	
◇（ウ）肉豚交付金の交付	—○	—○ 重	—○ 重	—○ 重		—		〃	
◇（エ）肉豚交付金の交付状況の公表	—	—	—	—		—		〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等								〃	
◇（ア）生産者補給交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	
◇（イ）ホームページによる交付状況の公表	b	b	b	b		—		〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b	b	b		—		〃	
◇（2）緊急対策	<u>b</u>	<u>a</u> 重	<u>a</u> 重	<u>a</u> 重		—		〃	
○2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	B	B	B		B		1-2	
（1）経営安定対策								〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等								〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇（ア）生産者補給交付金等の交付	b○	a○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	
◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b	b	b		—		〃	
イ 畜産業振興事業								〃	
◇（ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	
◇（イ）補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施	b	b	b	b		—		〃	
（2）需給調整・価格安定対策								〃	
ア 指定乳製品等の輸入・売買								〃	
◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札	b	b	b	b		—		〃	
（イ）国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等								〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b	b	b	b		—		〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b	b	b	b		—		〃	
◇（ウ）価格騰貴等の場合における20営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b	b	b	—		—		〃	
◇（エ）売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b	b	b	b		—		〃	
◇（オ）売買実績に係る情報の公表	b	b	b	b		—		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇イ 乳製品需給等情報交換会 議の開催	b	b	b	b		—		〃	
◇(3)緊急対策	<u>b</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>		—		〃	
○3 野菜関係業務	B	B	A	B		B		1-3	
(1)経営安定対策								〃	
◇ア 指定野菜価格安定対策事 業に係る生産者補給交付金 等の交付	b○	b○ 重	a○ 重	b○ 重		—		〃	
◇イ 契約指定野菜安定供給事 業に係る生産者補給交付金 等の交付	b○	b○ 重	a○ 重	b○ 重		—		〃	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業に係る助成 金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象 となっている各品目及び出 荷時期毎の交付予約数量、 価格等の公表	b	b	b	b		—		〃	
◇オ セーフティネット対策の 適切な対応	b	b	a	b		—		〃	
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・ 弾力的な実施	b	b	a	b		—		〃	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・ 弾力的な実施	b	a	a	a		—		〃	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係 業務	B	B	B	B		B		1-4	
(1)経営安定対策								〃	
ア 砂糖関係業務								〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交 付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b		—		〃	
イ でん粉関係業務								〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金 の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金 の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重		—		〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b		—		〃	
(2)需給調整・価格安定対策								〃	
◇ア 砂糖関係業務	b	a	a	a		—		〃	
◇イ でん粉関係業務	b	b	a	a		—		〃	
○5 情報収集提供業務	B	B	B	B		B		1-5	
(1)調査テーマの重点化								〃	
◇ア 情報利用者等の参画を得 て開催する委員会で出され た意見等を踏まえた、調査 テーマの重点化	b	b	a	b		—		〃	
◇イ 調査報告会の開催、講演 依頼への対応等の調査成果 普及等の取組	b	b	b	a		—		〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提 供								〃	
◇ア 情報の期間内の公表	b	b	b	b		—		〃	
◇イ 情報利用者等からの問合 せ等があった場合の迅速な 対応	b	b	b	b		—		〃	
(3)情報提供の効果測定等								〃	
◇ア アンケート調査の実施	b	b	a	b		—		〃	
◇イ 情報利用者の満足度	b	b	b	b		—		〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b	b	b	b		—		〃	
○6 TPP 等政策大綱への対応	A					A		1-6	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第2 業務運営の効率化に関する 目標を達成するためとるべき措置	B	B	A	B		B			
○1 業務運営の効率化による 経費の削減	B	B	B	B		B		2-1	
◇(1)業務経費の削減	b	b	b	b		-		〃	
◇(2)一般管理費の削減	b	b	b	b		-		〃	
○2 役職員の給与水準	B	B	B	B		B		2-2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた 計画的取組	B	B	B	B		B		2-3	
◇(1)「調達等合理化計画」に 基づく取組	b	b	b	b		-		〃	
◇(2)競争性、透明性の確保	b	b	b	b		-		〃	
◇(3)監事への報告及び契約監 視委員会による点検・反映 状況	b	b	b	b		-		〃	
○4 業務執行の改善	B	B	A	B		B		2-4	
(1)業務全体の点検・評価								〃	
◇ア 業務全体の点検・分析を 通じた業務運営の的確な点 検・評価	b	b	b	b		-		〃	
◇イ 第三者機関による業務の 点検・評価の実施	b	b	a	b		-		〃	
◇ウ 第三者機関による業務の 点検・評価結果に基づいた、 必要に応じた業務運営への 反映	b	a	-	a		-		〃	
(2)補助事業の審査・評価								〃	
◇ア 事業の達成状況等の自己 評価	b	b	b	b		-		〃	
◇イ 第三者機関による事業の 審査・評価	b	b	a	b		-		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇ウ 必要に応じた業務の見直 し	b	b	b	-		-		〃	
○5 機能的で効率的な組織体 制の整備	B	-	-	-		B		2-5	
○6 補助事業の効率化等	B	B	B	B		B		2-6	
(1)透明性の確保								〃	
◇ア 補助事業についての事業 実施主体の選定への公募の 実施	b	b	b	b		-		〃	
◇イ ホームページでの事業概 要及び採択した事業の概要 の公表	b	b	b	b		-		〃	
◇ウ 事業説明会等の実施	b	b	b	b		-		〃	
(2)効率的な事業の実施								〃	
◇ア 事業の進行管理システム に基づいた進行管理の実施	b	b	b	b		-		〃	
◇イ 費用対効果分析・コスト 分析等の評価基準を満たし ているものの採択	b	b	b	b		-		〃	
◇ウ 設置する施設等について 必要に応じた現地調査の実 施	-	-	-	-		-		〃	
◇エ 設置後3年目(ただし、肉 用牛生産の新規参入等を支 援する事業にあっては5年 目)までのものの利用状況 の調査と必要に応じた現地 調査の実施	b	b	b	b		-		〃	
◇オ 事後評価	-	b	b	-		-		〃	
◇カ 事務処理手続の迅速化	b	b	c	b		-		〃	
◇キ 新規等の補助事業への適 切な評価手法の導入	b	b	b	b		-		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇ク 評価手法の必要に応じた改善等	—	—	—	—		—		〃	
◇ケ 決算上の不用理由の分析	b	b	b	b		—		〃	
◇コ 基金の見直し	b	b	b	b		—		〃	
○7 ICTの活用による業務の効率化	A	B	S	A		A		2-7	
○8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	B	B	B		B		2-8	
第3 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		B			
○1 財務運営の適正化	B	B	B	B		B		3	
◇(1)収益化単位の業務毎の予算と実績の適切な管理	b	b	b	b		—		〃	
◇(2)業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	b	b	b	b		—		〃	
○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	B	B	B	B		B		〃	
第4 短期借入金の限度額	B	B	B	B		B			
○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	—	—	—	—		—		4	
○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	B	B	B	B		B		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
○3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び 国内産いもでん粉交付金の 支払資金の一時不足となる 場合における短期借入れ	—	—	—	—		—		〃	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B	B	B		B			
○1 緊急的な経済対策として 補正予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴う返 還金等の金銭による納付	B	B	B	B		B		5	
○2 平成23年度予備費で措 置された畜産業振興事業の 実施に伴う返還金等の金銭 による納付	B	B	B	B		B		〃	
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—		—			
	—	—	—	—		—		6	
第7 剰余金の使途	—	—	—	—		—			
	—	—	—	—		—		7	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B		B			
○1 ガバナンスの強化	B	B	B	B		B		8-1	
(1)内部統制の充実・強化								〃	
◇ア 内部統制の推進	b	b	b	b		—		〃	
◇イ 役員会の開催	b	b	b	b		—		〃	
◇ウ 役職員間の意思疎通及び 情報共有化の推進	b	b	a	b		—		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇エ 内部監査の実施	b	b	b	b		—		〃	
◇オ リスク管理対策の推進	b	b	b	b		—		〃	
◇カ 個人情報保護対策の推進	b	b	b	b		—		〃	
◇(2)コンプライアンスの推進	c	b	b	b		—		〃	
○2 職員の人事に関する計画	B	B	B	B		B		8-2	
◇(1)職員の人事に関する方針	b	b	b	b		—		〃	
◇(2)人員に関する指標	b	b	b	b		—		〃	
(3)業務運営能力等の向上								〃	
◇ア 階層別研修の実施	b	b	b	b		—		〃	
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b	b		—		〃	
○3 情報公開の推進	B	B	B	B		B		8-3	
◇(1)照会事項への対応	b	b	b	b		—		〃	
(2)資金の流れ等についての情報公開の推進								〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業務								〃	
◇(ア)機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b		—		〃	
◇(イ)生産者等への資金に係る情報公開の推進	b	b	b	b		—		〃	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b	b	b	b		—		〃	
◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進	b	b	b	b		—		〃	
◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b		—		〃	
○4 消費者等への広報	B	B	A	A		A		8-4	
(1)消費者等への情報提供								〃	
◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	b	b	b	b		—		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	b	b	b	b		—		〃	
◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	b	b	a	a		—		〃	
◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b	b	a	a		—		〃	
◇(2)ホームページの機能強化	a	a	a	a		—		〃	
○5 情報セキュリティ対策の向上	C	B	A	B		B		8-5	
◇(1)情報セキュリティ対策の向上	c	b	a	b		—		〃	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制の整備	b	b	b	b		—		〃	
○6 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—		—		8-6	
○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分	B	B	B	B		B		8-7	
○8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	—	—	—		—		8-8	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書No」欄には、見込評価書の項目別評定調書の項目別調書Noを記載。

		<p>達成割合) により5段階で評価。</p> <p>S：中項目の中期達成割合が120%以上で顕著な成果がある。</p> <p>A：中項目の中期達成割合が120%以上</p> <p>B：中項目の中期達成割合が80%以上120%未満</p> <p>C：中項目の中期達成割合が60%以上80%未満</p> <p>D：中項目の中期達成割合が60%未満</p> <p>・小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>s評価：4点 a評価：3点 b評価：2点 c評価：1点 d評価：0点</p> <p>(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)</p>				
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</p>	<p>◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>○1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定B 満点：46点(小項目23×2点)</p> <p>a評価の小項目数：5 ×3点=15点 b評価の小項目数：</p>		

				<p>18×2点=36点 合計：15+36=51点</p> <p>51点/46点=110%</p> <p>畜産(肉畜・食肉等)関係業務については、中項目の中期達成割合が110%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p>肉用牛交付金交付については、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い新たにスタートした法制化された交付金制度を適切に実施することができたこと、また、令和2年度は、国からの要請に基づく制度の見直しや、台風などの自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策についても遺漏なく実施したことにより、的確に経営安定対策を実施した。</p> <p>緊急対策については、令和元年度の豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害、令和2、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援等を国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>(ア) 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：－業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉用牛交付金については、毎年度、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 また、TPP11 協定発効前までは、目標通り基金に係る補助金を概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。 平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の子算事業から法制化された交付金制度として新たにスタートした際には、事業関係者に対し丁寧に制度を周知した。 また、法制化後は、交付金単価の算定の令和 2 年度方法の見直し及び運用改善や、台風などの自然災害及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなどの的確に対応した。</p>	<p>速かつ適切な対応により、短期間で的確に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a b</p>	
<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報</p>	<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報</p>	<p>◇ (イ) ホームページによる交付状況の公</p>	<p><主要な業務実績> 肉用牛交付金の交</p>		<p>各事業年度の評価結果</p>	

<p>を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：-業務日)</p>	<p>の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>付状況に係る情報について、毎年度、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで全て公表した。</p>		<table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	b	b	b							
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
—	b	b	b																		
<p>(ウ) 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：-業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。</p>	<p>◇(ウ) 肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を30業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付金の交付は行われなかった。 平成30年12月末のTPP11協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たにスタートした際は、事業関係者に対し丁寧に制度を周知した。また、法制化後の令和2年度は、断続的に全国各地で発生する豚熱(CSF)対策及び台風等の自然災害に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—		
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
—	—	—	—																		

<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：-業務日)</p>	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(エ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなどの的確に対応した。</p> <p><主要な業務実績> 該当なし</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	-	-	-	-	-	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
-	-	-	-	-												
<p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：11業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく</p>	<p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 ◇(ア) 生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付した件数とする。</p>	<p><主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等については、毎年度、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。 交付業務の実施に当たっては、全国会議の開催や、指定協会に</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

<p>経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>		<p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>対する四半期毎の事務連絡文書の発出等により、事務スケジュールの順守の徹底等を図った。</p>			
<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：5業務日)</p>	<p>(イ) 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、毎年度、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで全て公表した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>ウ 畜産業振興事業</p>	<p>ウ 畜産業振興事業</p>	<p>◇ウ 畜産業振興事業</p>	<p><主要な業務実績></p>			

<p>肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>（第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）</p>	<p>肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>業</p> <p>肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施</p> <p>分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>経営安定対策の補完対策にあつては、毎年度、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。</p> <p>（第2の6の（1）のイ参照）</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													
<p>（2）緊急対策</p> <p>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な</p>	<p>（2）緊急対策</p> <p>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な</p>	<p>◇（2）緊急対策</p> <p>分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>断続的に全国各地で発生する豚熱（CSF）の発生に伴う経口ワクチン散布等への支援対策、台風、大雨、地震等の自然災害による畜舎等の損壊や停電被害を受けた生産者への支援対策、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一連</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>a</td> <td>a</td> <td>a</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	a	a		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	a	a	a													

<p>連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>た取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は80%未満であった</p>	<p>の畜産支援対策及び配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定し、国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を実施した。</p>			
---	---	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報 (予算と決算の乖離理由)</p> <p>平成30年度：決算額が予算額の20%程度となっているが、牛・豚枝肉価格、肉用子牛価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付等の発動が少なかったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。 本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。</p> <p>令和元年度：決算額が予算額の11%程度となっているが、子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。</p> <p>令和2年度：決算額が予算額の30%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。</p> <p>令和3年度：決算額が予算額の25%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。</p>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 (3) 緊急対策		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	—	44件	66件	147件	153件	158件			予算額（千円）	97,982,477	103,326,214	113,466,983	80,256,475	
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内の交付	44件	66件	147件	153件	158件			決算額（千円）	63,337,019	68,069,232	66,346,171	64,028,468	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	60,988,102	66,820,877	64,950,839	63,136,265	
受託数量等を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回			経常利益（千円）	△7,991,425	△9,860,020	△8,510,870	△10,432,250	
目標業務日以内に公表した回数	9業務日以内の公表	12回	12回	12回	12回	12回			当期総利益（千円）	1	7,466	9,565	1,870	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	—	66,820,877	64,950,839	63,136,265	
加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数	—	—件	1件	3件	2件	3件			行政サービス実施コスト（千円）	28,477,095	—	—	—	—
目標業務日以内に交付した件数	14業務日以内の交付	—件	1件	3件	2件	3件			従事人員数	20.39	22.70	22.70	22.70	
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%								
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202トン	137,202トン ※全乳換算数量	137,202トン ※全乳換算数量	137,202トン ※全乳換算数量	137,202トン ※全乳換算数量								
輸入入札に付した数量	—	137,202トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン								

			※全乳換算 数量	※全乳換算 数量	※全乳換算 数量	※全乳換算 数量										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%										
国が指示する方針による売渡計画の合計数量	計画の確実な実施	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量	37,510 トン ※製品重量	18,050 トン ※製品重量	15,498 トン ※製品重量										
売渡入札に付した数量	—	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量	37,510 トン ※製品重量	18,050 トン ※製品重量	15,498 トン ※製品重量										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%										
指定乳製品等の輸入の契約数	—	295 件	443 件	288 件	384 件	—										
目標業務日以内に売渡した契約数	20 業務日以内の売渡し	295 件	443 件	288 件	384 件	—										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	—										
流通計画の公表回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回										
目標の期日までに公表した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4回	4回	4回	4回	4回										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%										
売買実績に係る情報を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回										
目標の期日までに公表した回数	翌月19日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%										
緊急対策として制定した事業数	—	—	5事業	5事業	16事業	1事業										
目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18 業務日以内の要綱制定	—	5事業	5事業	16事業	1事業										
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%										

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価		
			業務実績	自己評価			
2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	○2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等		<評価と根拠> 評価B 満点：94点（小項目47×2点） a評価の小項目数：4×3点＝12点 b評価の小項目数：43×2点＝86点 合計：12＋86＝98点 98点/94点＝104% 畜産（酪農・乳業）関係業務については、中項目の中期達成割合が104%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 加工原料乳生産者補給交付金等の交付については、令和元年度は、平成30年の制度改正により交付対象事業者が大幅に増加した中、特に新規に参入した関係者に対して交付手続等についてきめ細かな対応を行ったことにより、的確に経営安定対策を実施した。 緊急対策については、令和元年度の台風、大雨、地震等の自然災害、令和2、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策を国、地方自治体、事業実施主体等と			

<p>(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18 業務日以内に交付する(対象事業者及び指定事業者から18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。)(第3期中期目標期間実績：18 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18 業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>◇ (ア) 生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金等の交付について、平成30年度から法改正を受けた新たな制度が開始され、交付対象事業者が大幅に増加(10 者から88 者)した中、毎年度、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18 業務日以内に全て(交付対象事業者が18 業務日を越えて支払を希望したものを除く。)交付した。 特に、新たな制度がスタートした令和元年度には、加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るため、第1号交付対象事業者(注)に対し、事務の効率的処理への協力を要請する文書を発するとともに、現地調査等による指導を行った。 (注) 第1号交付対象事業者とは、生乳を生産者から集めて乳業者に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。</p>	<p>緊密に連携し、迅速かつ適切な対応により、短期間で的確に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
各事業年度の評価結果					30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b a b b						

<p>(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p>	<p>(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、毎年度、全都道府県からの報告終了後、9業務日以内にホームページで全て公表した。 また、事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。</p>		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>						各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																										
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
b	b	b	b																							
<p>イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。 なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。 (第3期中期目標期間実績：実績なし) 【重要度：高】</p>	<p>イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。 なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。</p>	<p>イ 畜産業振興事業 ◇(ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成 分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を14業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p>	<p><主要な業務実績> 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成に係る補助金について、毎年度、事業実施主体からの補助金の概算払請求後、14業務日以内に全て交付した。</p>		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>						各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																										
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
b	b	b	b																							

<p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>		<p>b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>														
<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>◇(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、毎年度、必要のあつた全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。 (第2の6の(1)のイ参照)</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													
<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 国家貿易機関として、国際約束に従つて国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付す</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従つて国が定めて通</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 ◇(ア) 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付し</p>	<p><主要な業務実績> 国家貿易機関として、毎年度、国際約束に従つて国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

<p>るとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)</p>	<p>知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のために、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>た数量とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(イ)国が指示する方針による指定乳製品等の確な売り渡し等</p> <p>① 指定乳製品等の確な売り渡し</p> <p>分母を国が指示する方針による売渡し計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>(売渡し計画において、売渡を行わない場合を</p>	<p>を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、四半期毎に国に届け出ている売渡し計画に基づき、全量をバター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルとして売渡入札に付した。</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>除く。)</p> <p>② 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、毎年度、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。 また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b												
各事業年度の評価結果																															
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																											
b	b	b	b																												
<p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 (第3期中期目標期間実績:20 業務日)</p>	<p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>◇ (ウ) 価格高騰等の場合における20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を20 業務日以内に売渡した契約数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、80%</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の安定的な供給を確保する観点から、農林水産大臣から承認を受けた品目について、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に全て需要者へ売渡しを行った。(20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められた場合を除く。)</p> <p>輸入承認数量 i バター (トン)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 当初</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>検証後</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>—</td> </tr> </table>	平成30年度	13,000	令和元年度	20,000	令和2年度 当初	20,000	検証後	14,000	令和3年度	—		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	—		
平成30年度	13,000																														
令和元年度	20,000																														
令和2年度 当初	20,000																														
検証後	14,000																														
令和3年度	—																														
各事業年度の評価結果																															
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																											
b	b	b	—																												

<p>(ウ) 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)</p>	<p>(ウ) 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(エ) 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表 分母を4回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">ii 脱脂粉乳 (トン)</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>13,800</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>—</td> </tr> </table> <p><主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、毎年度、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで全て公表した。</p>	ii 脱脂粉乳 (トン)		平成30年度	13,800	令和元年度	—	令和2年度	—	令和3年度	—		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
ii 脱脂粉乳 (トン)																										
平成30年度	13,800																									
令和元年度	—																									
令和2年度	—																									
令和3年度	—																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
b	b	b	b																							
<p>(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の19日)</p>	<p>(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける</p>	<p>◇(オ) 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p>	<p><主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、毎年度、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19日までにホームページで公表した。</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b												
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
b	b	b	b																							

	<p>月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>												
<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第3期中期目標期間実績：6回(平成29年度実績))</p>	<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。</p>	<p>◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、毎年度、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催した。 (参考：開催実績)</p> <table border="1" data-bbox="1065 884 1338 1056"> <tr><td>平成30年度</td><td>4回</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>4回</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>3回</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>3回</td></tr> </table>	平成30年度	4回	令和元年度	4回	令和2年度	3回	令和3年度	3回		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
平成30年度	4回													
令和元年度	4回													
令和2年度	3回													
令和3年度	3回													
<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p>	<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%</p>	<p><主要な業務実績> 台風、大雨、地震等の自然災害による畜舎等の損壊や停電被害を受けた生産者への支援対策及び新型コロナウイルスの感染拡大に係る一連の畜産支援対策について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a</p>									

<p>【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。</p>		<p>以上 100%未満であった d：達成度合は80%未満であった</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>平成30年度：決算額が予算額の65%程度となっているが、生乳生産量の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。</p> <p>令和元年度：決算額が予算額の66%程度となっているが、生産者補給交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入れが当初の見込よりも少なかったことが要因である。</p> <p>令和2年度：決算額が予算額の58%程度となっているが、加工原料乳生産者補給交付金等の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量及び買入価格が当初の見込みを下回ったことが要因である。</p> <p>令和3年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量が当初の見込みを下回ったことが要因である。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、 オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録出荷団体 等別の品目毎 の交付申請の 総件数（指定 野菜）	—	1,115件	1,515件	1,845件	1,787件	2,212件			予算額（千円）	17,434,234	22,450,495	25,197,368	25,674,399
目標業務日 以内に交付した 件数	11業務日 内の交付	1,115件	1,515件	1,845件	1,787件	2,212件			決算額（千円）	15,274,910	19,864,951	21,316,559	23,556,066
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	14,451,961	19,451,678	20,955,644	23,126,277
登録出荷団体 等別の品目毎 の交付申請の 総件数（契約 指定野菜）	—	109件	87件	115件	133件	151件			経常利益（千円）	28,514	33,779	100,225	29,174
目標業務日 以内に交付した 件数	21業務日 内の交付	109件	87件	115件	133件	151件			当期総利益（千円）	235,256	35,940	102,361	30,002
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	—	19,451,678	20,955,644	23,126,277
野菜価格安定 法人別の品目 毎の交付申請 の総件数（特 定野菜）	—	707件	771件	969件	886件	1,008件			行政サービス実施 コスト（千円）	11,557,545	—	—	—
目標業務日 以内に交付した 件数	11業務日 内の交付	707件	771件	969件	886件	1,008件			従事人員数	30.25	30.00	30.00	30.00
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%							
交付予約数量	12月	12月	12月	12月	12月	12月							

					<p>成割合が 112%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p>指定野菜価格安定対策事業については、令和2年度は、リモートワークシステムを導入し、コロナ禍における機構及び登録出荷団体等の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図ることができた。</p> <p>契約指定野菜安定供給事業については、令和2年度は、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、毎月オンライン商談会を開催し、契約取引の推進を図ることができた。</p> <p>セーフティネット対策の適切な対応については、令和2年度は、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、農林水産省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A集の配付、Web説明会等により周知・徹底を図り、円滑に特例が施行できた。</p> <p>野菜農業振興事業のうち契約野菜収入確保モデル事業については、令和2年度は、多様な手段で積極的な広</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>報を行った結果、過去最高の採択額となり、コロナ禍の中、契約取引の推進を図ることができた。</p> <p>また、緊急需給調整事業については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施できた。また、令和2年度は、コロナ禍や好天で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模の実績となったこと、さらに、令和3年度は、暖冬等の影響による主要野菜の価格の低迷の長期化を踏まえ事業を大幅に見直すことにより、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、需給情報についても、“ベジ探”のリニューアル、コンテンツの拡充、国際果実野菜年への取組等による発信強化を図ることで、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図ることができた。これらにより十分な取組を行い、機動的かつ弾力的に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
<p>ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格の著</p>	<p>ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対</p>	<p>◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付</p>	<p><主要な業務実績> 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p>		

<p>しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p> <p>（第 3 期中期目標期間実績：11 業務日）</p> <p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100% であった</p> <p>c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>給交付金等の交付については、毎年度、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。</p> <p>令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、リモートワークシステムを導入して、機構及び登録出荷団体等の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図った。</p>		<p>b b a b</p>											
<p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 21 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100% であった</p> <p>c：達成度合は、80%</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付については、毎年度、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に全て交付した。</p> <p>令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により外食、インバウンド等の業務用需要が大きく減少する中で、契約取引の推進を図るため、令和 3 年 2 月にオンラインによる国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、同</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	a	b													

<p>(第3期中期目標期間実績：21 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>		<p>以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>月に降毎月オンライン商談会を開催した。</p>			
<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。 助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：11 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付については、毎年度、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表 分母を 12 月とし、分</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで全て公表するとともに、対</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	

<p>(第3期中期目標期間実績：毎月)</p>	<p>子を公表した月数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで全て公表した。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p>	<p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b</p>	
					<p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p>
<p>オ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業</p>	<p>カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業</p>	<p>◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、契約野菜収</p>	<p>各事業年度の評価結果</p>	<p>各事業年度の評価結果</p>

<p>は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)</p>	<p>は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>実施 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>入確保モデル事業について、野菜事業担当者会議等で事業内容や申請手続き等の説明を行った。</p> <p>令和2年度は、公募に際し、ホームページ、Facebook、情報誌、農業誌等の業界紙、生産者・実需者への個別情報提供など多様な手段で積極的に広報を行った結果、コロナ禍の中、過去最高の採択額となった。</p>		<p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b b a b</p>	
<p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>◇(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施</p> <p>分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、野菜事業担当者会議等を開催し、野菜農業振興事業について、事業内容や申請手続き等の説明を行った。</p> <p>令和元年度は、暖冬による野菜価格が大幅に低落する中で、農林水産省や事業実施主体と連携して、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜のフードバンクへの提供を新たに実施した。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務用需要の減少と好天による供給の増加で主要野菜の価格が大幅に</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b a a a</p>	

		<p>た d：達成度は、80% 未満であった</p>	<p>低落する中で、フードバンクへの提供等の緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、野菜総合情報データベース”ベジ探“のデザインのリニューアルや野菜レポートなどのコンテンツの拡充、野菜需給協議会メンバーへ提供する情報の拡充により、需給情報の発信を強化した。さらに、令和3年度は、緊急需給調整事業について、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入するなど事業を大幅に見直し、関係機関と連携して見直した事項に係る周知を図った。</p> <p>また、国連が定めた国際果実野菜年 2021の取組として、毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバー等に提供し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。</p>			
--	--	------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の剥離理由)

平成30年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、指定野菜等の卸売価格が天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、暖冬の影響で野菜価格が低落したことにより、生産者補給交付金について当初予算を上回る交付が見込まれたため、年度途中で予算の積増しを行ったところ、その後価格が堅調に推移したことに伴い、その全額が交付されるには至らなかったことが要因である。

令和2年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、指定野菜の価格が堅調に推移したことにより生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 （2）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
甘味資源作物 交付金概算払 請求の総件数	—	229件	210件	208件	196件	216件			予算額（千円）	105,049,913	108,463,796	106,765,272	115,328,720
目標業務日 以内に交付した 件数	8業務日 内の交付	229件	210件	208件	196件	216件			決算額（千円）	88,534,195	95,355,078	97,660,255	98,990,696
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	67,069,951	78,380,556	72,559,560	70,270,855
国内産糖交付 金の申請書受 理の総件数	—	184件	158件	183件	174件	185件			経常利益（千円）	5,438,645	△6,403,913	△9,210,028	△10,366,183
目標業務日 以内に交付した 件数	18業務日 内の交付	184件	158件	183件	174件	185件			当期総利益（千円）	5,438,645	△6,403,913	△8,591,263	△9,105,217
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	—	78,380,556	72,559,560	70,270,855
交付決定数量 を公表した回 数	—	12回	12回	12回	12回	12回			行政サービス実施 コスト（千円）	△21,468,916	—	—	—
目標の期日ま でに公表した 回数	翌月の15日 までの公表	12回	12回	12回	12回	12回			従事人員数	50.20	52.98	52.98	52.98
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%							
でん粉原料用 いも交付金の 概算払請求の 総件数	—	82件	77件	70件	72件	66件							
目標業務日 以内に交付した	8業務日 内の交付	82件	77件	70件	72件	66件							

<p>粉) 関係業務 (1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務</p>	<p>粉) 関係業務 (1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務</p>	<p>ん粉) 関係業務 (1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務</p>		<p>評価B 満点:64点(小項目32 ×2点)</p> <p>a 評価の小項目数:5 ×3点=15点 b 評価の小項目数:27 ×2点=54点 合計:15+54=69点</p> <p>69点/64点=108%</p> <p>特産関係業務については、中項目の中期達成割合が108%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成できると見込まれる。</p> <p>調整金徴収業務については、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品をはじめ全対象品目についてWebシステムを導入し、全ての輸入者が100%Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を図るとともに申請者の利便性の向上を図ることができた、また、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により担当職員が出勤困難となった場合等の非常時でも、通関手続きが停滞することのないよう、業務の見直しやWebシステムの改修により売買手続きのオンライン化を完成させ、的確に対応した。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、ま</p>	<p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇(ア) 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(イ) 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%</p>	<p><主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、毎年度、機構が指定する電磁的方法による概算払い請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に全て交付した。</p> <p><主要な業務実績> 国内産糖交付金については、毎年度、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>						各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b							各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<table border="1"> <tr> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>						各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	
各事業年度の評価結果																																																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																														
b	b	b	b																																																															
各事業年度の評価結果																																																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																														
b	b	b	b																																																															
各事業年度の評価結果																																																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																														
b	b	b	b																																																															

<p>た、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>		<p>であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>				
<p>(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇ (ウ) 業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに全て公表した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料</p>	<p>イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用</p>	<p>イ でん粉関係業務 ◇ (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数</p>	<p><主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、毎年度、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	

<p>用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>者からの概算払請求書を受理した日から、8業務日以内に全て交付した。</p>												
<p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、毎年度、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度											
b	b	b	b												
<p>(ウ) 業務内容等の公</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公</p>	<p>◇(ウ) 業務内容等の公</p>	<p><主要な業務実績></p>												

<p>表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>毎年度、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに全て公表した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務</p>	<p>○(2) 需給調整・価格安定対策 ◇ア 砂糖関係業務</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の 15 日までに全て公表した。</p>			
<p>機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻し 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%</p>	<p>調整金徴収業務では、令和元年度は、平成 30 年 12 月末の TPP11 協定発効に伴い新たに追加された輸入加糖調製品をはじめ全</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a</p>	

		<p>であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>での売買申し込み手続きについて、新たに導入した Web システムを活用し輸入者に対する Web 手続き利用のメリットを説明したこと等により、Web 化を実現し、業務の効率化、合理化を図るとともに申請者の利便性の向上を図ることができた。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。さらに、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画につい</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>て、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに全て公表した。 調整金徴収業務では、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染の拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を</p>			
<p>各事業年度の評価結果</p>						
<p>30年度 b</p>	<p>元年度 b</p>	<p>2年度 a</p>	<p>3年度 a</p>	<p>4年度</p>		

			完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、てん菜、さとうきび生産量が当初見込みを下回ったことにより、甘味資源作物交付金及び国内産糖調整交付金の交付額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない

令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和3年度：決算額が予算額の86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込を下回ったことにより国庫納付金が減少したこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 (2) 需給等関連情報の提供 (3) 情報提供の効果測定		

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報					②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
需給等関連情報を提供した件数	—	1,227件	1,198件	1,137件	1,189件	1,237件		予算額 (千円)	655,268
目標の期日までに提供した件数	8業務日又は翌月までの公表	1,227件	1,198件	1,137件	1,189件	1,237件		決算額 (千円)	559,216
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用 (千円)	556,555
情報利用者の満足度に係る指標 (5段階評価、目標)	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		経常利益 (千円)	6,197
アンケート調査結果の平均値 (実績)	—	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2		当期総利益 (千円)	48,135
達成度合	—	103%	103%	105%	105%	105%		行政コスト (千円)	—
								行政サービス実施コスト (千円)	416,308
								従事人員数	29.30
									25.32
									25.32
									25.32

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間 (見込) に係る自己評価					
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価
			業務実績	自己評価	
5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○5 情報収集提供業務		<評定と根拠> 評定B 満点:56点 (小項目28×2点) a 評価の小項目数:3 ×3点=9点 b 評価の小項目数:25 ×2点=50点	

					<p>合計：9 + 50 = 59 点</p> <p>59 点 / 56 点 = 105%</p> <p>情報収集提供業務については、中項目の中期達成割合が 105%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成できると見込まれる。</p> <p>調査テーマの重点化については、令和2年度は、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託調査事業において、従来の北米及びEUに加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和4年度からの高等学校用英語教科書で取り上げられることとなり、情報提供機会の拡大が図られる等の十分な取組を行い、的確に実施した。</p> <p>調査報告会の開催、講演依頼への対応については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、対面での実施が困難な中、Web会議やYouTubeを活用して、現地の最新情報や食肉代替品といったタイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得られた上、オンラインにより広く</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>全国から参加があったことから、調査成果の普及と情報ニーズの的確な把握が十分にできた。</p> <p>情報提供の効果測定等については、情報提供の質の向上を図るためのアンケート調査を実施しているが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中でも調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行することで、アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>												
<p>(1) 調査テーマの重点化</p> <p>需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p> <p>【指標】</p> <p>情報利用者等の参画を得て開催する委員会が出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。(参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)</p>	<p>(1) 調査テーマの重点化</p> <p>農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の</p>	<p>◇(1) 調査テーマの重点化</p> <p>ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会が出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む翌年度の計画について検討した。</p> <p>また、前年度の情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。</p> <p>令和2年度は、JETRO</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	a	b													

<p>参画を得て開催する委員会において検討する。</p>			<p>への委託に係る海外情報収集提供業務について、北米及び EU に加え、豪州を調査拠点とした調査事業を新たに開始するなど、体制を強化するとともに、米国における食肉代替市場に関するレポートについて、令和4年度から使用される高等学校用教科書（1年生用英語）への引用が決定し、新たな学習指導要領に対応したコンテンツの提供に貢献した。</p>			
<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等について、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた Web 方式も活用するなどして積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。 令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により対面での実施が前年度に引き続き困難であったが、Teams に加えて動画ツール（YouTube : alic チャンネル）を新たに活用することにより、これらの実施回数を前年度と比べ大幅に増加させた上、調査報告会においてはコロナ禍以前の対面での開催時よりも多くの参加者</p>			<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b a</p>	

を得ることができた。

①調査報告会の開催

平成30年度	10回
令和元年度	15回
令和2年度	3回 ※Web方式
令和3年度	6回 ※Web方式

②外部からの講演依頼

平成30年度	11回
令和元年度	12回
令和2年度	1回
令和3年度	5回

③新聞等での引用等

平成30年度	1,387件
令和元年度	1,085件
令和2年度	1,491件
令和3年度	1,366件

④面談等による個別説明の要請等

平成30年度	30件
令和元年度	23件
令和2年度	3件
令和3年度	7件

<主要な業務実績>

毎年度、需給関連統計情報については、情報収集から8業務日までに、需給動向情報については、情報収集の翌月までに全て公表した。

(需給関連統計情報)

平成30年度	682件
令和元年度	665件
令和2年度	662件

(2) 需給等関連情報の提供

需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日までに、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：需給関連統計情報は10業務日、需給動向情報は翌月)

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日までに、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

◇ア 情報の期間内の公表

分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。

s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
a：達成度合は100%であり、かつ、その達

各事業年度の評価結果
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度
b b b b

<p>(3) 情報提供の効果測定 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第3期中期目標期間実績: 4.1)</p>	<p>また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>成のための優れた取組内容が認められる b: 達成度合は、100%であった c: 達成度合は、80%以上 100%未満であった d: 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇イ 情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等があった場合の迅速な対応 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等 ◇ア アンケート調査の実施 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であ</p>	<table border="1" data-bbox="1071 140 1338 189"> <tr><td>令和3年度</td><td>658件</td></tr> </table> <p>(需給動向情報)</p> <table border="1" data-bbox="1071 268 1338 436"> <tr><td>平成30年度</td><td>516件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>472件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>527件</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>579件</td></tr> </table> <p><主要な業務実績> 毎年度、情報利用者からの需給等関連情報の問合せについて、情報を保有していたものは、全て翌業務日以内に対応した。 情報を保有していなかったものについては、2~14日後までに対応した。</p> <p>(問合せ件数)</p> <table border="1" data-bbox="1071 1087 1338 1255"> <tr><td>平成30年度</td><td>211件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>246件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>189件</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>204件</td></tr> </table> <p><主要な業務実績> 毎年度、提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルスが感染拡大し、現地調査に制</p>	令和3年度	658件	平成30年度	516件	令和元年度	472件	令和2年度	527件	令和3年度	579件	平成30年度	211件	令和元年度	246件	令和2年度	189件	令和3年度	204件		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1676 598 2246 724"> <tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr> <tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr> </table> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1676 1480 2246 1606"> <tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr> <tr><td>b</td><td>b</td><td>a</td><td>b</td><td></td></tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	b		
令和3年度	658件																																											
平成30年度	516件																																											
令和元年度	472件																																											
令和2年度	527件																																											
令和3年度	579件																																											
平成30年度	211件																																											
令和元年度	246件																																											
令和2年度	189件																																											
令和3年度	204件																																											
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																								
b	b	b	b																																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																								
b	b	a	b																																									

<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページ</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページ</p>	<p>り、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上120%未満であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ウ 情報提供内容等の改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、</p>	<p>約がある中、Web会議の活用や委託先の新規開拓を行うなど調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行して、アンケート調査を適切に実施した。</p> <p>(配布件数)</p> <table border="1" data-bbox="1065 554 1341 722"> <tr><td>平成30年度</td><td>4,401件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>4,295件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>4,174件</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>4,055件</td></tr> </table> <p><主要な業務実績> 毎年度、情報利用者の満足度を把握するため、アンケート調査を実施し、畜産、野菜、砂糖・でん粉の全ての分野において、5段階評価で目標である4.0を上回った。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業</p>	平成30年度	4,401件	令和元年度	4,295件	令和2年度	4,174件	令和3年度	4,055件		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1673 814 2252 932"> <tr><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> <tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr> </table> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1673 1766 2252 1883"> <tr><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> <tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
平成30年度	4,401件																																	
令和元年度	4,295件																																	
令和2年度	4,174件																																	
令和3年度	4,055件																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
b	b	b	b																															
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
b	b	b	b																															

<p>ジでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>ジでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映させた。 特に、平成30年度から、情報誌のホームページの記事全てについてスマートフォン対応とし、令和元年度には、全ての情報誌における需給動向等の記事について、カラーユニバーサルデザインを導入した。 また、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した情報について、各国政府の対応など、需給に影響を与えるタイムリーな情報をホームページに掲載するとともに、情報誌に整理再掲載して、後日容易に参照可能な資料としてのニーズに応えた。</p>			
--------------------------	--------------------------	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>平成30年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、農畜産物の需給・価格動向を踏まえて、調査の内容及び回数を見直したことが要因である。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない</p> <p>令和元年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、海外における自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、海外現地調査の一部を中止したこと等が要因である。</p> <p>令和2年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。</p> <p>令和3年度：決算額が予算額の76%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1-6	6 TPP等政策大綱への対応			

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終 年度値等)	30年度	令和元 年度	2年度	3年度	4年度			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）				
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										当期総利益（千円）				
										行政コスト（千円）	-			
										行政サービス実施コ スト（千円）		-	-	-
										従事人員数				

注) 前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価	
			業務実績	自己評価		
6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	○6 TPP等政策大綱への対応 TPP等への適切な対応 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 平成30年度、TPP11協定や日欧EPAの発効に伴い、牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への輸入加糖調製品の新規追加に対応すべく、新制度に係る業務が協定発効日から円滑に実施できるよう農林水産省と緊密な連携を図り、業務方法書や内部規程の整備、関係団体や輸入業者等への周知のための全国説明会の開催等を限られた期間内に実施するな	<評定と根拠> 評定A 満点：2点（項目1×2点） A評価の項目数：1×3点＝3点 合計：3点 3点/2点＝150% TPP等政策大綱への対応については、中項目の中期達成割合が150%であり、所期の目標を上回る成果があると見込まれる。 農林水産省と緊密に	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 A - - -	

			<p>ど、的確に準備を進めるとともに、協定発効後において当該業務を適切に実施した。</p>	<p>連携しつつ、的確に進行管理を行うことで、T P P 11 協定発効日までに新制度に係る業務の機構内における実施体制を整備し、新制度の円滑な運用が図られるよう関係団体や輸入者等に対する説明会等を繰り返し開催した。特に、新たに調整金徴収業務の対象となった加糖調製品の輸入者がこれまでの制度対象者と異なることに加え、年間輸入申告件数（約 15,000 件）は、従来の輸入糖の売買件数（約 2,300 件）に比べ相当多いことから、業務量の増大を余儀なくされたが、手続の Web 化により最大限の合理化・効率化を図り、申請者の利便性の向上も実現して、適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1~2-8	2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組 (2) 競争性、透明性の確保 (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2-4 業務執行の改善 (1) 業務全体の点検・評価 (2) 補助事業の審査・評価	2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 (2) 効率的な事業の実施 2-7 ICTの活用による業務の効率化 2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(平成29年度業務経費(附帯事務費))	平成29年度比で1.0%の抑制	平成30年度比で1.0%の抑制	令和元年度比で1.0%の抑制	令和2年度比で1.0%の抑制		
業務経費(当年度予算額)	—	2,984百万円	2,954百万円	2,924百万円	※ 3,533百万円	3,501百万円		
対前年度平均縮減率	—	—	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%		
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%		
一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(平成29年度一般管理費)	平成29年度比で3.0%の抑制	平成30年度比で3.0%の抑制	令和元年度比で3.0%の抑制	令和2年度比で3.0%の抑制		
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	254百万円	246百万円	239百万円	237百万円	231百万円		
対前年度平均縮減率	—	—	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%		
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%		
締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)	競争性のある契約の実施	308件	322件	269件	220件	235件		
競争性のある契約とした件数	—	308件	322件	269件	220件	235件		

達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	—	89件	16件	50件	35件	31件	
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	89件	16件	50件	35件	31件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	
事業数	—	13事業	13事業	15事業	15事業	12事業	
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	13事業	13事業	15事業	15事業	12事業	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	
公表回数		8回	8回	8回	8回	8回	
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8回	8回	8回	8回	8回	
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%	
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	—	5事業	3事業	3事業	5事業	4事業	
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	5事業	3事業	3事業	5事業	1事業	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	
事業採択を行った件数		90件	137件	86件	126件	132件	
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	90件	137件	86件	126件	132件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	
利用状況調査対象件数		45件	38件	30件	25件	8件	
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	45件	38件	30件	25件	8件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	
事後評価で効用が費用以下となった件数		2件	0件	1件	2件	0件	
現地調査等を通じ改善を指導した件数	全て改善を指導	2件	—	1件	2件	—	
達成度合	—	100%	—	100%	100%	—	
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	1,202件	1,352件	1,285件	1,455件	1,210件	
目標業務日以内で承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1,202件	1,352件	1,285件	1,454件	1,210件	
達成度合	—	100%	100%	100%	99.9%	100%	
新規等の補助事業数		—	3事業	4事業	6事業	2事業	
評価手法導入事業数	全ての対象事業に	—	3事業	4事業	6事業	2事業	

	評価手法を導入							
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	

※ 令和2年度予算額は前年度予算額にTPP発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価									
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価				
			業務実績	自己評価					
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	○1 業務運営の効率化による経費の削減		<p><評定と根拠></p> <p>評定B 満点：16点（小項目8×2点）</p> <p>b評価の小項目数：8×2点=16点 合計：16点</p> <p>16点/16点=100%</p> <p>業務運営の効率化による経費の削減については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>					
(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	◇(1) 業務経費の削減 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））を少なくとも対前年度比1%削減する。 s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%	<主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で対前年度比1.0%の抑制を行った。						
					各事業年度の評価結果				
					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
					b	b	b	b	

		<p>以上であった b : 達成度合は、100%以上 120%未満であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>				
<p>(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>◇(2) 一般管理費の削減 一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)を少なくとも対前年度比3%削減する。 s : 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a : 達成度合は、120%以上であった b : 達成度合は、100%以上 120%未満であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で対前年度比3.0%の抑制を行った。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組</p>	<p>2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組</p>	<p>○2 役職員の給与水準 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が国家公務員と同程度となるように取り組んだ。 また、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行い、管理</p>	<p><評定と根拠> 評定B 満点 : 8点 (4項目×2点) B評価の項目数 : 4×2点=8点 合計 : 8点 8点/8点=100%</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 B B B B</p>	

<p>状況を公表する。</p>	<p>状況を公表する。</p>	<p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>職の昇給幅の抑制等を行うとともに、検証結果等を公表した。 なお、令和3年度は、101.4となる見込みである。</p>	<p>役職員の給与水準については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施していることから、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
<p>3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p>	<p><主要な業務実績> 機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約(少額随意契約を除く。)のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<p><評定と根拠> 評定B 満点：24点(小項目12×2点) b評価の小項目数：12×2点=24点 合計：24点 24点/24点=100%</p> <p>随意契約の見直しに向けた計画的取組については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p>	
		<p>◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)とし、分子を競争性のある契約件数とする。 s：達成度合は100%</p>			<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	

<p>また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会に</p>	<p>であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p> <p>◇（2）競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p> <p>◇（3）監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕</p>	<p>ないものを除いた全契約について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約全てについて、競争性のある契約とした。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。</p> <p><主要な業務実績> 競争性・透明性を確保するため、毎年度、企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した随意契約全てにおいて、機構掲示板及びホームページへ掲載した。</p> <p><主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、毎年度、</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																																				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																
b	b	b	b																																	
各事業年度の評価結果																																				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																
b	b	b	b																																	

<p>【指標】 入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。 (参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年1回開催)</p>	<p>よる点検を受ける。</p>	<p>著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>外部有識者等からなる契約監視委員会に契約の状況を報告し点検を受けた。</p>			
<p>4 業務執行の改善</p>	<p>4 業務執行の改善</p>	<p>○4 業務執行の改善</p>		<p><評定と根拠> 評定B 満点：44点(小項目22×2点) a 評価の小項目数：4×3点=12点 b 評価の小項目数：18×2点=36点 合計：12+36=48点 48点/44点=109% 業務執行の改善については、中項目の中期達成割合が109%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 業務全体の第三者機関による業務の点検・評価の実施については、令和2年度は、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web会議により機構評価委員会を開催し、的確に業務の点検・評価を行った。 また、第三者機関による業務の点検・評価</p>		

				<p>結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映については、令和元、3年度は、ホームページのコンテンツの拡充をはじめとする委員会での指摘事項を真摯に反映することで、業務運営の実質的な向上を実現できた。</p> <p>第三者機関による補助事業の審査・評価については、令和2年度は、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三者委員会をWeb会議により開催し、的確に業務の点検・評価を行った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>																	
<p>機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>(1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>(1) 業務全体の点検・評価 ◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、年度計画を具体化するための工程表(具体化推進シート)を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="5">各事業年度の評価結果</th> </tr> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
b	b	b	b																		

	<p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>◇ア 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ウ 必要に応じた業</p>	<p>や削除漏れに対する適正化を図ったほか、料理レシピの写真の解像度アップや食材別の分類の見直し、畜産の情報のバックナンバーの検索機能の改善等の取組を実施した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、環境整備や委員との調整を円滑に行い、Web会議により同委員会を開催し、事業の審査、評価に取り組んだ。</p> <p><主要な業務実績></p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
b	b	b	b																							
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
b	b	a	b																							

		<p>務の見直し s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>毎年度、委員会の開催後、業務の見直しにつなげるべき委員指摘事項への対応方針について整理の上、関係各部において必要に応じた業務の見直しを行った。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b -</p>	
<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>○5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> T P P 11 協定の発効に伴う業務内容の変更に対応するため、平成30年10月末に特産調整部に輸入に係る加糖調製品の調整金徴収業務を担当する輸入調整第二課を新設した。このほか、中期目標のセグメント区分と整合させる観点から畜産部門の組織を、また、より効率的な業務運営を進める観点から野菜2部及び特産業務部の課の体制をそれぞれ見直し、平成31年3月末に行った組織規程の一部改正により実施体制を整備した。</p>	<p><評定と根拠> 評定B 満点:2点(項目1×2点) B評価の項目数:1×2点=2点 合計:2点 2点/2点=100% 機能的で効率的な組織体制の整備について、中項目の中期達成割合が100%であり、所期の目標を達成すると見込まれる。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 B - - -</p>	
<p>6 補助事業の効率化等</p>	<p>6 補助事業の効率化等</p>	<p>○6 補助事業の効率化等</p>		<p><評定と根拠> 評定B 満点:84点(小項目42×2点) b評価の小項目数:41×2点=82点</p>		

				<p>c 評価の小項目数：1 × 1点 = 1点 合計：82 + 1 = 83点</p> <p>83点/84点 = 98%</p> <p>補助事業の効率化等については、中項目の中期達成割合が98%であり、概ね、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p>効率的な事業の実施のうち、事務処理手続きの迅速化については、進行管理システムの活用等により、速やかな事務処理を行っているが、令和2年度は、畜産業振興事業において、交付決定通知が遅れた案件が発生したため、達成割合が99.9% (1,075件/1,076件) となった。</p> <p><課題と対応> 受理から通知の発出までを迅速に実施するため、畜産業振興事業担当職員に向けた事務手続きに関する研修会において、事業実施主体から提出される各種申請書類の確認を徹底するよう指導した。</p>												
<p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として</p>	<p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として</p>	<p>(1) 透明性の確保 ◇ア 分母を事業数 (事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定にじまないものを除く。)</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

<p>公募によることとする とともに、事業内容等 の事業に関する各種情 報を公表することと し、事業の採択の概要 については、四半期終 了月の翌月末までに公 表する。 また、事業の適切か つ円滑な実施の観点か ら、事業の進行状況を 的確に把握するととも に、事業説明会、現地 確認調査等を実施し、 事業実施主体に対して 法令遵守を含め指導を 徹底する。</p>	<p>公募によることとする とともに、以下の取組 を実施する。</p>	<p>とし、分子をこのうち 公募を実施した事業数 とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>の選定に当たっては原 則として公募を行っ た。</p>			
	<p>ア 事業の目的、補助 率、予算額、事業実施 期間等の事業概要、事 業実施地域等の採択し た事業の概要を、四半 期終了月の翌月末まで にホームページで公表 する。</p>	<p>◇イ ホームページで の事業概要及び採択し た事業の概要の公表 分母を公表回数と し、分子を四半期終了 月の翌月末までにホー ムページに公表した回 数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、補助事業の 適正、効率的な実施を 図るため、畜産業振興 事業及び野菜農業振興 事業における事業概要 及び採択した事業の概 要について、四半期終 了月の翌月末までにホ ームページにおいて全 て公表した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
	<p>イ 事業説明会、現地</p>	<p>◇ウ 事業説明会等の</p>	<p><主要な業務実績></p>			

	<p>確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における新規事業・拡充事業の全てについて、事業実施主体等に対する事業説明会を実施するとともに、継続事業についても同様の会議を開催したほか現地調査についても計画的に実施した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより、執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	

業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

(第3期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)

ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択
 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。
 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
 a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
 b：達成度合は100%であった
 c：達成度合は、80%以上100%未満であった
 d：達成度合は、80%未満であった

<主要な業務実績>
 毎年度、評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。

各事業年度の評価結果									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度					
b	b	b	b						

<p>イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>◇ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、採択した事業実施計画について、施設の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。</p>		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>						各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—		
各事業年度の評価結果																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
—	—	—	—																						
<p>ウ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までは利用状況の調査を行う。</p>	<p>◇エ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までのものについて利用状況を確認するとともに、令和3年度を除き、施設の利用状況等が計画を下回るもの等について現地調査・指導を行った。</p>		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>						各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	b	b	b																						

また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

◇オ 事後評価
分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。
s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
b：達成度合は100%であった
c：達成度合は、80%以上100%未満であった
d：達成度合は、80%未満であった

<主要な業務実績>
目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）としている施設について、毎年度、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った結果、投資効率が1以下となった3件（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業3件）については、事業実施主体から提出のあった改善策に基づき現地指導等を実施した。
※肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成27年度から国へ移管。

エ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10業務日以内に承認等を行う。

◇カ 事務処理手続の迅速化
分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち10業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。
s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
b：達成度合は100%であった

<主要な業務実績>
毎年度、進行管理システムの活用等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、令和2年度の畜産業振興事業1件を除く全ての事業が、10業務日以内であった。

各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
—	b	b	—	
各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	c	b	

	<p>オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。</p>	<p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> コスト分析手法を適用する次の 15 事業により整備する器具・機材について、コスト分析基準の設定又は見直しを行った。</p> <p>【新たなコスト分析基準の設定又は見直しを行った事業】 (平成 30 年度) ①酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 ②国産乳製品等競争力強化対策事業 ③肉畜出荷円滑化緊急対策事業</p> <p>(令和元年度) ④酪農経営支援総合対策事業のうち地域の生産体制強化事業 ⑤堆肥舎等長寿命化推進事業のうち地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組 ⑥酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち後継牛預託育成体制整備事業 ⑦酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>						各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																										
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
b	b	b	b																							

		<p>◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p>	<p>(令和2年度) ⑧種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備 ⑨種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養 ⑩肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業 ⑪酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業 ⑫堆肥舎等長寿命化推進事業 ⑬畜産経営災害総合対策緊急支援事業</p> <p>(令和3年度) ⑭畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち家きん経営災害緊急支援対策事業 ⑮種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 — — — —</p>	
--	--	---	---	--	--	--

<p>カ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。 また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>◇ケ 決算上の不用理由の分析 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、畜産業振興事業等のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、翌年度に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p>			
	<p>◇コ 基金の見直し s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき、23 基金の見直しを行った。 このうち、使用見込みの低い基金の一部を返還させた。 (平成 30 年度) 7 基金の見直しを行い、加工原料乳生産者経営安定対策事業及び畜産経営維持緊急支援資金融通事業の基金の</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>		
					<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	

			<p>一部を返還。</p> <p>(令和元年度) 6 基金の見直しを行い、加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還。</p> <p>(令和2年度) 5 基金の見直しを行い、加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還。</p> <p>(令和3年度) 5 基金の見直しを行い、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業、畜産経営維持緊急支援資金融通事業及び加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還。</p>																		
<p>7 ICTの活用による業務の効率化</p> <p>TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。</p>	<p>7 ICTの活用による業務の効率化</p> <p>TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。</p>	<p>○7 ICTの活用による業務の効率化</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえ、毎年度、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進した。</p> <p>平成30年度は、TPP11協定等の発効に伴う加糖調製品からの調整金徴収業務開始のため、既存の輸入指定糖等の調整金徴収業務にWeb申請売買システムを導入することにより、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性の向上を図った。また、牛・</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定A</p> <p>満点:8点(項目4×2点)</p> <p>S評価の項目数:1×4点=4点</p> <p>A評価の項目数:2×3点=6点</p> <p>B評価の項目数:1×2点=2点</p> <p>合計:4+6+2=12点</p> <p>12点/8点=150%</p> <p>ICTの活用による業務の効率化については、中項目の中期達成</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">各事業年度の評価結果</th> </tr> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>S</td> <td>A</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	A	B	S	A		
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
A	B	S	A																		

			<p>豚マルキンについては、T P P11 協定等発効に伴う制度改正を踏まえた現行システムの改修を行った。</p> <p>このほか、勤務状況管理システムを導入し、出勤簿や休暇届等のペーパーレス化を図った。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク推進を図るため、新たに設置した理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施し、緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応した。</p> <p>令和3年度は、USB型シンクライアント機器等の長期貸与を開始した。また、砂糖・でん粉関係業務について、売買申込に係る審査を電子化するため必要なシステム改修を行い、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きを完成させるとともに、財務会計システムについて、在宅勤務中でも経理伝票類の作成が可能となるリモート化の構</p>	<p>割合が150%となり、所期の目標を上回る成果があると見込まれる。</p> <p>平成30年度は、T P P11 協定等の発効に伴い、加糖調製品を含む輸入糖等からの調整金徴収業務において、申請件数が大幅に増加することが予想されたことから、手続をWeb化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、テレワーク機器等を計画的かつ適切に整備・導入したことにより、自宅において、機構の自席と同様の環境で業務を行うことができることになったほか、対面による会議やイベント等がWeb方式により実施可能となったことから、業務の円滑化、効率化が図られるとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続の実現に繋がったこと、令和3年度は、USB型シンクライアント機器等の長期貸与等により急遽在宅を余儀なくされた場合でも業務に支障をきたすことなく運営することができ、また、各業務システム等のWeb化を計画的に推進する</p>		
--	--	--	---	--	--	--

			<p>築を行った。さらに、肉用牛肥育経営安定交付金制度全国統一電算システムのWeb化の作業や指定乳製品売買システムのクラウド化の構築をそれぞれ行うとともに、文書管理及び会計事務の電子決裁化について、令和4年度中の運用開始に向けたシステム構築等の準備を計画的に実施した。このほか、機構業務のオンライン化について、令和3年9月に「機構業務のオンライン化に向けた基本的な推進方針」を定め、原則、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を活用することとし、令和4年度中の本格運用に向けて、集中的に実装作業に取り組んだ。</p>	<p>とともに、eMAFFを活用して業務のオンライン化を進めるなど、ICTの活用による業務運営の大幅な効率化に道筋をつけた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>												
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制</p> <p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施すると</p>	<p>8 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制</p> <p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を</p>	<p>○8 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制</p> <p>(指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定)</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>短期借入金の借入れに当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、翌年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)を、各年度とも低く設定することができた。</p> <p>また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減を行った。</p> <p>(固定利率の推移)</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価B 満点:8点(項目4×2点)</p> <p>B評価の項目数:4×2点=8点 合計:8点</p> <p>8点/8点=100%</p> <p>砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	B	B	B	B		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
B	B	B	B													

<p>もに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>り、抜本的な改善を要する</p>	<p>30年度：0% 元年度：0% 2年度：0.1% 3年度：0.1531%</p>	<p>見込まれる。 <課題と対応> 特になし</p>		
--	--------------------------------------	---------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理部担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成30～令和3年度においては、91件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(1者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②ICT技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した。この結果、1者応札は平成30年度46件、令和元年度32件、令和2年度40件、令和3年度39件となった。なお、令和2年度において前年度より増加した主な要因は、コロナ禍において専門性の高い海外等の調査委託業務が増えたことによるものである。

(法人の長に対する報告)

毎年度開催された契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成30年度～令和3年度に、会計検査院からの指摘はなかった。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価	
			業務実績	自己評価		
第5 財務内容の改善に関する事項 1 財務運営の適正化	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 財務運営の適正化	◎第3 予算、収支計画及び資金計画 ○1 財務運営の適正化		<p><評定と根拠> 評定B 満点：16点（小項目8×2点） b評価の小項目数：8×2点=16点 合計：16点 16点/16点=100%</p> <p>財務運営の適正化については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		

<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p>	<p>独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p>	<p>◇(1) 収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成30年度、「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」(平成28年3月31日付け27農畜機第5928号)を改正し、同規程等に基づき、毎年度、収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
b	b	b	b																		
<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>◇(2) 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成30年度、決算において、適正なセグメント情報が開示できるよう、様式、表記内容等を会計監査人と相談した上で整備し、毎年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
b	b	b	b																		
<p>2 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的</p>	<p>5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的</p>	<p>○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金に</p>	<p><評定と根拠> 評定B 満点: 8点(項目4×2点)</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	B	B	B	B		
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
B	B	B	B																		

<p>に行う。</p>	<p>に行う。</p>	<p>な運用 (指標=毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する (経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。)</p>	<p>については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p>	<p>B評価の項目数：4×2点=8点 合計：8点 8点/8点=100%</p> <p>資金の管理及び運用については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
-------------	-------------	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金及び畜産業振興資金(関連法人等に対する出資金見合等を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金を保有しているが、これらの資金については、国庫等から受け入れた事業財源であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。</p> <p>(関連会社等に対する出資) 関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。これらについては、毎年度、出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。 なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。</p> <p>(関連会社等との契約の状況) 関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	35,612	31,118	22,283	9,131	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	608	880	4,855	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	351	586	553	592	
当期の運営費交付金交付額(a)	2,441	2,608	2,653	2,699	
うち年度末残高(b)	351	235	292	331	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	14.4	9.0	11.0	12.3	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870	870	870	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	0	75	179	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	188	294	200	176	
当期の運営費交付金交付額(a)	793	737	633	674	
うち年度末残高(b)	188	106	94	82	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23.7	14.4	14.8	12.2	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27,622	25,293	17,078	7,181	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	—	
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	354	414	564	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	80	162	152	160	
当期の運営費交付金交付額(a)	357	489	601	594	
うち年度末残高(b)	80	83	69	108	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	22.4	17.0	11.5	18.2	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	—	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86	143	180	
当期の運営費交付金交付額(a)	926	1,007	1,035	1,039	
うち年度末残高(b)	60	27	99	94	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	6.5	2.7	9.6	9.0	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,960	2,960	2,341	1,080	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	254	388	408	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30	50	68	
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331	337	
うち年度末残高(b)	15	15	28	41	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8	8.5	12.2	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,161	1,994	1,994	—	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	0	4	3,705	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	13	8	8	
当期の運営費交付金交付額(a)	54	61	54	55	
うち年度末残高(b)	9	5	3	5	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.7	8.2	5.6	9.1	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価			
			業務実績	自己評価				
—	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p>	<p>◎第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金額の十分な精査</p> <p>○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>資金の状況を常に把握した結果、平成30年度から令和3年度に借入れの必要はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定—</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>— — — —</p>			
	2 国内産糖価格調整	○2 国内産糖価格調	<主要な業務実績>	<評定と根拠>				

	<p>事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>平成 30 年度から令和 3 年度における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度的に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。</p> <p>【期末借入残高の推移】 30年度：169億円 元年度：251億円 2年度：287億円 3年度：418億円</p>	<p>評価 B 満点：8 点（小項目 4 × 2 点） B 評価の項目数：4 × 2 点 = 8 点 合計：8 点 8 点 / 8 点 = 100%</p> <p>国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れについては、中項目の中期達成割合が 100% であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 B B B B</p>	
	<p>3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。</p>	<p>○3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成</p>	<p><主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、平成 30 年度から令和 3 年度に借入れの必要はなかった。</p>	<p><評価と根拠> 評価一 <課題と対応> 一</p>	<p>各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 — — — —</p>	

			果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する				
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和元年度から令和3年度において、調整金等収入が交付金等支出を下回ったことから、平成29年度末に263億円あった繰越欠損金は、令和3年度末には455億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価			
			業務実績	自己評価				
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫納付を行った。 (各年度における国庫納付額)	<評定と根拠> 評定B 満点：8点（項目4×2点） B評価の項目数：4×2点＝8点 合計：8点 8点/8点＝100% 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見	各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 B B B B			

	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。	c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	30 年度 : 26,600 百万円 元年度 : 31,104 百万円 2 年度 : 1,230 百万円 3 年度 : 1,007 百万円	込まれる。 <課題と対応> 特になし		
		○2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費で措置された平成 23 年度畜産業振興事業のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る返還金等について、四半期毎に金銭により国庫納付を行った。 (各年度の国庫納付額) 30 年度 : 145 百万円 元年度 : 40 百万円 2 年度 : 13 百万円 3 年度 : 11 百万円	<評定と根拠> 評定 B 満点 : 8 点 (項目 4 × 2 点) B 評価の項目数 : 4 × 2 点 = 8 点 合計 : 8 点 8 点 / 8 点 = 100% 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、中項目の中期達成割合が 100% であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 B B B B	

4. その他参考情報

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価		
			業務実績	自己評価			
—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 — — — —		

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価			
			業務実績	自己評価				
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てることができる剰余金はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 — — — —			

4. その他参考情報
特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 (2) ホームページの機能強化 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報提供した事項に対する照会件数	—	3件	3件	5件	2件	1件			
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3件	3件	5件	2件	1件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
生産者等への資金に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	—	4回	4回	4回	4回	4回			
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4回	4回	4回	4回	4回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
機構からの補助金により造成された基金数	—	7基金	7基金	6基金	5基金	5基金			
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	7基金	7基金	6基金	5基金	5基金			

達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1回	1回	1回	1回	1回		
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	1回	1回	1回	1回	1回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 業務に係る目標、計画、業務実績に係る自己評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		見込評価			
			業務実績	自己評価				
第6 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の充実・強化	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 ガバナンスの強化	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 ガバナンスの強化		<p><評定と根拠> 評定B 満点:56点(小項目28×2点)</p> <p>a 評価の小項目数:1 ×3点=3点 b 評価の小項目数:26 ×2点=52点 c 評価の小項目数:1 ×1点=1点 合計:3+52+1=56点</p> <p>56点/56点=100%</p> <p>ガバナンスの強化については、中項目の中期達成割合が100%であり、概ね、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進については、令和2年度において、理事長のリーダーシップの下、新型コロナウイルス感染症対策等と</p>				

					<p>してテレワークの推進や徹底した衛生対策を実施し、十分な取り組みにより、目標を上回る成果が見られた。</p> <p>コンプライアンスの推進については、平成30年度において、コンプライアンス上、問題のある事案が発生したことは、従来の取組が必ずしも十分でなかったため、改善を要した。</p> <p><課題と対応></p> <p>コンプライアンスの推進については、平成30年度の問題のある事案の発生を踏まえ、内部統制担当役員をはじめ各般のレベルでの意見交換等を実施し、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策をとりまとめた。</p> <p>また、より一層風通しの良い職場環境作りやコンプライアンス意識を醸成するための各種取組を引き続き実施することに加え、コンプライアンスに関するテーマを設定した上で各部署内で意見交換を行い、その結果の共有や、他法人等におけるコンプライアンス違反の事例を担当役員から共有するなどコンプライアンス意識の醸</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>◇ア 内部統制の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>成を図るとともに、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施及びコンプライアンス推進相談等窓口の利用促進に資する効果的な周知を行った。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリング結果に基づき、課題や新たなリスク等の洗い出しを行い、改善等の検討等を行った。</p> <p>一方、平成30年度において、業務運営に関連した不適切な事案があったことを踏まえ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検を併せて行った。</p> <p>さらに、令和元年度に、役職員の行動の拠り所となる行動憲章について、機構業務の特性や内部統制の改善に向けた取組の方向性を踏まえつつ、役職員の意見も反映し</p>	<p>成を図るとともに、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施及びコンプライアンス推進相談等窓口の利用促進に資する効果的な周知を行った。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

		<p>◇エ 内部監査の実施</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会（委員長：理事長）を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議のWeb方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだ。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、内部監査年度計画に基づき、被監査部署の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用等について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													
		<p>◇オ リスク管理対策の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であっ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、リスク管理委員会を開催し、各部署におけるリスク管理の実施状況等について審議した。</p> <p>また、令和元年度以降、リスク管理に係る研修を実施し、リスクの適切かつ効果的な</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>ライアンスを推進する。</p> <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○2（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>の実施、推進状況の点検、「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における啓発、他法人等における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、コンプライアンス委員会を毎年度開催し、コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、翌年度のコンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p> <p>平成30年度においては、コンプライアンス上、問題のある事案があったことを踏まえ、職員の職務執行上の危機感やリスク意識、倫理観の不足等の改善を図るため、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を策定し、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施、及び、コンプライアンス推進相談等窓口の効果的な周知を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定B 満点：32点（小項目16×2点）</p> <p>b評価の小項目数：16 ×2点＝32点 合計：32点</p>		
----------------------	--	---	--	---	--	--

<p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>◇(1) 職員の人事に関する方針 (指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人事育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、平成30年度から令和3年度において、21名の新卒採用、17名の中途採用、4名の任期付職員の採用を行った。</p>	<p>32点/32点=100%</p> <p>職員の人事に関する計画については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>			
					各事業年度の評価結果		
					<p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b b b b</p>		
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p> <p>[参考1] 期初の常勤職員数の見込み237人 期末の常勤職員数の</p>	<p>◇(2) 人員に関する指標 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であつ</p>	<p><主要な業務実績> 平成30年度から令和3年度において、期末の常勤職員数は、250人を上回らなかった。 (各年度末の常勤職員数) 30年度：233人</p>	<p>32点/32点=100%</p> <p>職員の人事に関する計画については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>				
				各事業年度の評価結果			
				<p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b b b b</p>			

	<p>見込み250人(期初の常勤職員数にTPP11協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数13人を加えた数)</p> <p>[参考2] 中期目標期間中の 人 費 総 額 見 込 み 10,643百万円</p> <p>(3)業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修(初任者、一般職員、管理職)を実施する。</p>	<p>た c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)</p> <p>(3)業務運営能力等の向上</p> <p>◇ア 階層別研修の実施 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>元年度:238人 2年度:238人 3年度:229人</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、階層別の研修を実施した。新規採用者に対しては、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、ビジネスマナー研修や初任者現地研修等を実施した。一般職員に対しては、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に、係長、中堅職員(課長補佐)研修、上級中堅職員(課長代理)研修等や行政実務研修等を実施したほか、令和3年度においては、機構のITリテラシー底上</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

			<p>げを図るため、IT リテラシー向上研修（講座受講・IT パスポート試験受験）を課長代理を対象として新たに実施した。</p> <p>このほか、管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に、新任管理職研修等を実施した。</p>													
3 情報公開の推進	<p>イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>◇イ 専門別研修の実施</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、職員の専門能力を養成するため、会計関連研修として、会計事務職員研修、広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修を実施した。</p> <p>また、上記のほか、内部監査研修、語学力向上研修、中央畜産技術研修、海外派遣研修、食肉基礎研修等を併せて実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 B</p> <p>満点 : 48 点 (小項目 24 × 2 点)</p> <p>b 評価の小項目数 : 24 × 2 点 = 48 点</p> <p>合計 : 48 点</p> <p>48 点 / 48 点 = 100%</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													
	3 情報公開の推進	○ 3 情報公開の推進														

				<p>情報公開の推進については、中項目の中期達成割合が 100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>												
<p>(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対</p>	<p>(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対</p>	<p>◇ (1) 照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇ (ア) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 分母を公表回数と</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報の開示については、適切に対応した。 また、情報提供した事項に関する照会については、全て翌業務日以内に回答した。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

<p>象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>し、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までにホームページにおいて公表した。</p>			
	<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>◇(イ) 生産者等への資金に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、前事業年度の畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業別、地域別の総額を9月末までにホームページにおいて公表した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>特産関係(砂糖・で</p>	<p>特産関係(砂糖・で</p>	<p>◇イ 特産関係(砂</p>	<p><主要な業務実績></p>			

<p>ん粉) の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>ん粉) については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>糖・でん粉) 業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>毎年度、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	
<p>また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であつ</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、基金管理基準に基づき、以下の基金について、名称、基金額等の基本的事項等をホームページにおいて公表した。 【公表した基金】 (30年度：7基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳等生産者積立金 ⑦肥育安定基金</p>		<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	

<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表する</p>	<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取</p>	<p>た d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%</p>	<p>(元年度：6基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金(2基金) ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳等生産者積立金</p> <p>(2年度：5基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金(2基金) ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳等生産者積立金</p> <p>(3年度：5基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、前年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れ等について、事業返還金の活用理由等を</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

<p>とともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>りまとめ、翌年度9月末までに公表する。また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。</p>	<p>であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>付記した上で、分かりやすい内容で9月末までにホームページにおいて公表した。</p>				
<p>4 消費者等への広報</p>	<p>4 消費者等への広報</p>	<p>○4 消費者等への広報</p>		<p><評定と根拠> 評定A 満点：40点(小項目20×2点) a 評価の小項目数：8 ×3点=24点 b 評価の小項目数：12 ×2点=24点 合計：24+24=48点 48点/40点=120% 消費者等への広報については、中項目の中期達成割合が120%であり、所期の目標を上回る成果があったと見込まれる。 ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進については、令和2年度は、文字を中心とした既存の業務紹介コンテンツをアニメーシ</p>			

ョン化して動画で配信することで、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止してWeb配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月を増やすなどにより、十分な取組をした。

消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催については、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者等への対面による広報活動が困難となる中、①意見交換会については、Web会議を活用し、国産野菜の生産・供給に取り組む外食企業（令和2年度）や自動搾乳機等の製造企業（令和3年度）とそれぞれ双方向・同時的な情報や意見の交換を実施し、参加した方からは、取り組みへの理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページや機関誌を通して広くフィードバックされるなどにより、加工・業務用野菜やスマート酪農業の実態及び機構業務等への理解

の促進を図ることができたこと、また、② alic セミナーについても、YouTube や Web 会議方式により海外からの生情報の配信、EU の持続可能な農畜産業や各国の食肉代替食品の消費動向といったタイムリーなテーマを取り上げたことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができたことにより、十分な取組をした。

ホームページの機能強化については、平成 30 年度は、消費者に対し、農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックを新たに開設したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開し、情報発信の強化に努めたこと、令和元年度は、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者等に対し、機構のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供したこと、令和 2 年度は、アンケートページ作成機能を導入したことで、ホームページの改善等に必要
閲覧者の意見を効率的に収集することが可能となったほか、動画共有サイト

<p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対す</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 ◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、各部の幹部職員から構成される</p>	<p>(YouTube) の導入により、分かりやすい情報提供にとどまらず、コロナ禍における情報発信の強化に繋げることができたこと、さらに、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者への広告掲載機会の提供について、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体としたこと、令和3年度は、Web配信となった広報誌については、デジタルブックを導入したことで紙面の拡大やページめくり等が可能となるなど、パソコンやスマートフォン等で消費者等が手軽に閲覧することが可能となったこと、また、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能となるなど、利用者の利便性の向上につながることができたことにより、事業の発展に資することができたことから、十分な取組を行った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p>	
---	--	---	---	---	--	--

<p>る国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。</p> <p>また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等に関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p>	<p>検討</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>広報推進委員会を四半期毎に開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討した。</p>	<p>b b b b</p>										
<p>ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。</p>	<p>◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施し、消費者の関心の高い事項、ホームページの改善点等を把握した。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
b	b	b	b											
<p>◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p>	<p>◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、アンケート結果等を踏まえ、ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を図り、消費者等への分</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>a</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	a		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
b	b	a	a											

		<p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>かりやすい情報提供を行った。</p> <p>令和2年度は、機構業務紹介を動画で見られると良いとのアンケート結果を踏まえ、機構業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ (Q&A) をアニメーション化して動画で配信するなど Web を活用した新たな方法で消費者等へ分かりやすい情報を提供した。</p> <p>令和3年度は、「消費者コーナー」の料理レシピについて、写真の解像度をアップしたほか、閲覧者がレシピを検索しやすいよう、材料別やジャンル別に整理するなど構成を見直すとともに、広報誌について、紙媒体を廃止して Web 配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月を増やすとともに、フェイスブックによる情報発信についても、機構の認知度向上と農畜産業や機構業務への理解を深め、機構のファンを増やすため、引き続き取り組んだ。</p>													
	<p>イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等</p>	<p>◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 (指標 = 消費者等との意見交換会、セミナー等の</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解促進を図るため、毎年度、消費者等との意見交換会や</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>a</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	a		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	a	a													

	<p>の理解の促進を図る。</p>	<p>実施) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>alic セミナーを実施した。 令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者等への対面による広報活動が困難となる中、意見交換会については、Web 会議により、国産加工・業務用野菜の生産・供給に取り組む外食企業（2年度）や、スマート酪農業に取り組む自動搾乳機等の製造企業（3年度）とそれぞれ双方向・同時的な情報や意見の交換を実施した。 また、alic セミナーについても、Web 会議や動画共有サイト (YouTube) により、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、令和3年度から広報誌を隔月発行から月刊に変更するなど消費者等への情報発信の強化に取り組んだ。</p>																		
	<p>(2) ホームページの機能強化 ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>◇ (2) ホームページの機能強化 (指標=活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 平成30年度は、消費者の機構の認知度を向上させるツールとして新たにフェイス</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>a</td> <td>a</td> <td>a</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	a	a	a	a		
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
a	a	a	a																		

		<p>る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ブックの活用を開始したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成・公開した。</p> <p>令和元年度は、農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供した。</p> <p>令和2年度は、ホームページ利用者の属性や関心事項を把握するため、アンケートページ作成機能をホームページに導入した。さらに、情報発信の強化を図るため、「消費者コーナー」(ムービーコーナー)に動画共有サイト(YouTube)を新たに開設し、畜産関係補助事業の公募にかかる事業実施主体への事業説明に利用するなど、機構業務全般の情報発信に活用した。このほか、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載機会の提供について、従来のホームページに加え、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体とした。</p> <p>令和3年度は、Web</p>					
--	--	---	---	--	--	--	--	--

			<p>配信となった広報誌にデジタルブックを新たに導入したほか、情報誌（畜産の情報）バックナンバーの検索機能拡充のための改修を行うなどホームページの機能強化を図った。</p>			
<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p>	<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p>	<p>○5 情報セキュリティ対策の向上</p>		<p><評定と根拠> 評定B 満点：16点（小項目8×2点）</p> <p>a 評価の小項目数：1 ×3点＝3点 b 評価の小項目数：6 ×2点＝12点 c 評価の小項目数：1 ×1点＝1点 合計：3+12+1＝16点</p> <p>16点/16点＝100%</p> <p>情報セキュリティ対策の向上については、中項目の中期達成割合が100%であり、概ね、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p>平成30年度は、情報セキュリティインシデントが発生したことから、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策を講じるなど、改善を要した。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感</p>		

				<p>染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じたなど、情報セキュリティ対策の向上を図った。</p> <p><課題と対応> 平成 30 年度の情報セキュリティインシデントについては、その発生要因を分析した上で、以下の再発防止策を講じた。</p> <p>①不正なアクセスを防止する観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室への入退室管理の厳格化 ・通行証管理の徹底 ・サーバへのアクセスに必要なパスワード管理の徹底 <p>②対外非公表とすべき情報の持ち出しを防止する観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・USB メモリの一元管理の徹底及び機構外への持ち出しの原則禁止 ・機密性の高い情報の保存管理ルールの徹底 ・在職中に加え、退職後も秘密保持を義務付け <p>③情報セキュリティ一般の向上を図る観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の充実 ・内部・外部の主体 	
--	--	--	--	---	--

<p>サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>(1) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>◇(1) 情報セキュリティ対策の向上 (指標=規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等) s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ対策の向上のための取組を実施した。主な取組みは以下のとおり。 ①外部専門家による情報システムのセキュリティ診断の実施 ②役職員を対象とした外部講師による情報セキュリティ研修及び標的型メール訓練の実施 ③ポップアップ形式による役職員への不審メールの見分け方等の周知 ④情報セキュリティに関する自己点検の実施 ⑤プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス及び標的型攻撃対策管理サーバ等の情報セキュリティ機器等の整備 ⑥政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等の改正を踏まえた情報セキュリ</p>	<p>による監査の強化 ・効果的・効率的な リスク管理の励行</p> <p>今後も必要な対策を着実に取り組んでいくこととしている。</p>		
					<p>各事業年度の評価結果</p>	
<p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 c b a b</p>						

			<p>ティ関係規程の改正</p> <p>平成30年度は、情報セキュリティインシデントが発生したことから、外部有識者の助言を仰ぎ、確認された事実関係に基づく発生要因の検証を行った上で、再発防止策を策定し、これらをNISCに対して報告するとともに、その概略について対外公表を行った。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じるなど情報セキュリティ対策の向上に努めた。</p>													
	<p>(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>◇(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行うとともに、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。</p> <p>このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。</p>		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
b	b	b	b													

—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	する	—	—	—		
—	7 積立金の処分に 関する事項 畜産勘定の前期中 期目標期間繰越積立 金は、独立行政法人農 畜産業振興機構法（平 成14年法律第126号。 以下「機構法」とい う。）附則第8条第1 項に基づき管理及び 処分を行う。また、補 給金等勘定、でん粉勘 定及び肉用子牛勘定 の前期中期目標期間 繰越積立金は、それ ぞれ機構法第10条第 1号ニからチまでに規 定する業務、同条第5 号ニ及びホに規定す る業務並びに肉用子 牛生産安定等特別措 置法（昭和63年法律第 98号）第3条第1項に 規定する業務に充て ることとする。	○7 前期中期目標 期間繰越積立金の処 分 s：取組は十分であ り、かつ、目標を上回 る顕著な成果があっ た a：取組は十分であ り、かつ、目標を上回 る成果があった b：取組は十分であ った c：取組はやや不十分 であり、改善を要す る d：取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	＜主要な業務実績＞ （畜産勘定） 毎年度、畜産勘定の 前期中期目標期間繰 越積立金は、旧農畜産 業振興事業団より承継 した株式会社への出 資の持分として、機構 法附則第8条第1項 に基づき管理してい る。 （補給金等勘定） 毎年度、補給金等勘 定の前期中期目標期 間繰越積立金は、機 構法第10条第1号ロ からへまでに規定す る業務に充てるため、 同勘定において管理 している。 （でん粉勘定） 毎年度、でん粉勘定 の前期中期目標期 間繰越積立金は、機 構法第10条第5号ホ 及びへに規定する業 務に充てるため、同 勘定において管理し ている。 （肉用子牛勘定） 毎年度、肉用子牛勘 定の前期中期目標期 間繰越積立金は、肉 用子牛生産安定等特 別措置法第3条第1 項に	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：8点（小項目4 ×2点） B評価の項目数：4× 2点＝8点 合計：8点 8点/8点＝100% 前期中期目標期間 繰越積立金の処分に ついては、中項目の中 期達成割合が100%で あり、毎年度、計画通 りに実施しており、所 期の目標を達成する と見込まれる。 ＜課題と対応＞ 特になし	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 — — — —	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 B B B B	

6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	○8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。 <主要な業務実績> 長期借入れは行わなかった。	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －				
					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 － － － －			

4. その他参考情報
特になし